

羽生市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
羽生市教育委員会

# 目次

1	計画の趣旨・現状	・・・・・・・・ 1
2	目標	・・・・・・・・ 1
3	計画の期間	・・・・・・・・ 2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	・・・・・・・・ 2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	・・・・・・・・ 4

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立学校の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、羽生市立小・中学校の教育職員の業務量の適切な管理及び健康確保を図るための措置を講じることを目的とする。教職員が心身ともに健康で、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を十分に確保できる教育環境を整備し、教育の質の向上を目指す。

### (2) 本市の現状

本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「羽生市立学校職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

単位：%

	月 45 時間超の割合			月 80 時間超の割合			年 360 時間超 の割合
	6 月	11 月	3 月	6 月	11 月	3 月	
小学校	14.0	5.9	10.0	0	0	0	25.0
中学校	17.6	12.4	19.1	0	0	0	25.8

現状として、月45時間超の時間外在校等時間が発生しており、教頭、主幹教諭、教諭でその傾向が見られる。また、年間では教諭の約4分の1が360時間超となっており、業務負担の軽減が喫緊の課題である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%まで減少させる。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を85以下とする。

- ・ 教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### 【学校以外が担うべき業務】

##### ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間を見直す（原則登校時間を教職員の勤務開始後とする）。学校運営協議会や学校応援団等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

##### イ 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ウ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教育委員会事務局が窓口となり学校外の組織的な対応体制を構築する。また、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、市教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

##### 【教師以外が積極的に参画すべき業務】

##### ア 調査・統計等への回答

市教育委員会からの照会項目を精選する。また、家庭対象の調査等については、全保護者が登録している健康観察アプリ「LEBER」の機能を活用し市教育委員会から一斉送信することで、教師の負担を軽減する。

##### イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

全校に配置されたGIGAスクールサポーター（ICT支援員）のより一層の効果的活用を検討し、教職員の作業負担を解消する。

##### ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

小学校では現在、9校中3校が民間委託となっており、施設・設備の管理

負担が大幅に軽減されている。本事例の研究を進め、段階的に民間委託を増やすことを検討していく。

#### エ 部活動

令和8年度から令和10年度末を目安に、休日の地域展開の実現を図る。

#### 【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

##### ア 授業準備、学習評価や成績処理

教育業務支援員配置を段階的に増やし、教職員の負担を軽減する。

##### イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等との役割分担を明確にし、チーム学校として組織的に対応する。

令和8年度、全中学校にスペシャルサポートルーム（SSR）を設置し、不登校生徒数を減少させる。

#### (2) 学校における措置の推進

以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間及び頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 健康観察アプリ「LEBER」に全保護者が登録することにより、学校と保護者間の連絡の効率化を図り、教職員の負担を軽減する。
- ・ 全校に設置した留守番電話機能を引き続き活用する。保護者が時間外に学校へ連絡する場合は、「LEBER」を利用するよう保護者へ周知する。なお、緊急を要する事態を除き、教職員の対応は勤務時間内とする。

#### (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇について各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校閉庁日について、夏季休業日の日数の増加（令和8年度は3日追加）に加え、冬季休業日にも新たに設ける（令和8年度は2日新規設置）。
- ・ 現在全校で行っている年1回の定時退勤推奨ウィークについて、年1回以上の実施を促進する。

- ・フレックスタイム制を段階的に実施する（令和8年度は夏期休業日に実施予定）。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、羽生市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。